



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

- 大和高田市法令遵守推進条例……………(企画法制課) ……6
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………(人事課) ……10
- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………() ……11
- 大和高田市暴力団排除条例……………(生活安全課) ……26
- 大和高田市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例……………() ……28
- 大和高田市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例……………(土木管理課) ……30

規則

- 大和高田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則……………(市民課) ……31

訓令

- 大和高田市市庁舎モニター広告設置及び運用事業者選定委員会設置要綱(広報情報課) ……33
- 大和高田市広告掲載基準の一部を改正する訓令……………() ……34

告示

- 平成23年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)の要領の公表……………(財政課) ……35
- 大和高田市通所サービス利用促進事業補助金交付要綱……………(社会福祉課) ……44
- 大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱の一部を改正する告示……………() ……44
- 大和高田市更生訓練費支給要綱の一部を改正する告示……………() ……45
- 大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………(環境衛生課) ……45
- 職権による消除……………(市民課) ……45
- 大和高田市精神障害者小規模通所授産施設運営補助金交付要綱等を廃止する告示……………(社会福祉課) ……46
- 市道路線認定に関する告示……………(土木管理課) ……46
- 市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示……………() ……48
- 市道路線変更に関する告示……………() ……49
- 市道の区域の変更に関する告示……………() ……50
- 供用の開始に関する告示……………() ……51
- 市道路線廃止に関する告示……………() ……52
- 市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示……………() ……52
- 市道の区域の変更に関する告示の一部を改正する告示……………() ……54
- 供用の開始に関する告示……………() ……54
- 引取りのない放置自転車等の処分……………(生活安全課) ……54
- 職権による消除……………(市民課) ……55
- 放置自転車の移動・保管……………(生活安全課) ……55
- し尿くみ取り手数料集金事務の委託……………(環境衛生課) ……55
- 大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………(人事課) ……56

○公示送達……………(収納対策室) ……56

公告

○敷枝池田地内管渠工事(8)・給配水管移設工事(G08)に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……57

○高6枝南今里町地内管渠工事(18)・給配水管移設工事(G18)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……59

○大和高田市立浮孔西小学校耐震改修工事(屋内体育館棟No.2)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……61

○大和高田市立陵西小学校耐震改修工事(屋内体育館棟No.18)……………() ……64

○大和高田市立磐園小学校耐震改修工事(屋内体育館棟No.12)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……66

○大和高田市立菅原小学校耐震改修工事(屋内体育館棟No.18-1)に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……68

○市立病院西館1階改修工事に関する条件付き一般競争入札公告……………() ……71

○大和高田市庁舎モニター広告設置及び運用業務……………(広報情報課) ……73

○配水管布設工事及び消火栓新設工事……………(契約監理室) ……75

○農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課) ……75

選挙管理委員会

○選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会) ……75

○選挙管理委員会委員長の就任……………() ……76

○選挙管理委員会委員長職務代理者の指定……………() ……76

公営企業

○指定給水装置工事事業者の指定の取消し……………(水道工務課) ……76

公布された条例のあらまし

◇大和高田市法令遵守推進条例

1 改正の理由

法令遵守体制を庁内に確立するという本市の基本方針を明確にし、不正防止に向けて組織的に対応する仕組みを整備し、公平かつ公正な市政を目指して市政における法令遵守の推進を図るため、新たに条例を制定するものです。

2 改正の内容

行政組織において法令遵守を推進するための行動規範の確立とその制度的保障について必要な事項を定めるとともに、市民に対して法令遵守への理解と協力を求めることにより、職務の公平かつ公正な執行を図り、市政に対する市民の信頼を確保しようとするものです。

3 施行期日

平成24年4月1日

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

障害者自立支援法の一部改正に伴い、同法に規定する条項が移動するため所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

- (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正(第1条関係)
障害者自立支援法第5条に新たな第4項が追加されたことに伴い、同法の引用規定を改正します。

「第5条第12項」→「第5条第13項」 「同条第6項」→「同条第7項」

- (2) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正(第2条関係)
障害者自立支援法第5条から第8項が削除されることに伴い、同法の引用規定を改正します。

「第5条第13項」→「第5条第12項」

- (3) 大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正(第3条関係)

障害者自立支援法第5条に新たな第4項が追加されたことに伴い、同法の引用規定を改正します。

「第5条第12項」→「第5条第13項」 「同条第6項」→「同条第7項」

- (4) 大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正(第4条関係)

障害者自立支援法第5条から第8項が削除されることに伴い、同法の引用規定を改正します。

「第5条第13項」→「第5条第12項」

3 施行期日

- (1) 及び(3)の規定 公布の日

- (2) 及び(4)の規定 平成24年4月1日

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の理由

奈良県人事委員会勧告により県職員の給与が引き下げられることに鑑み、本市の一般職の職員の

給与を改定するものです。

2 改正の内容

(1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

医療職給料表(1)を除くすべての給料表について、中高年齢層(40歳台以上)が受ける給料月額に限定して給料表の引下げ改定を行います。

(2) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正(第2条関係)→現給保障

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第7号)附則第7項の規定による給料(経過措置額)の算定基礎となる額について、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年奈良県条例第34号)附則第7条の規定による給料(経過措置額)の算定基礎となる額の改定に準じて引下げ改定を行います。

- ・平成21年度減額改定対象職員 ▲0.49%
- ・平成21年度減額改定対象職員以外の職員 ▲0.49%(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)

3 施行期日

平成24年4月1日

◇大和高田市暴力団排除条例

1 制定の理由

「奈良県暴力団排除条例」の施行に伴い、本市においても暴力団の排除に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展に寄与するため、新たに条例を制定するものです。

2 制定の内容

暴力団排除に関する基本理念、市、市民等の責務、市の事務及び事業における措置、市民等に対する支援、暴力団排除に関する広報等、青少年に対する教育等のための措置、暴力団の威力の利用の禁止、利益の供与等の禁止について規定します。

3 施行期日

平成24年4月1日

◇大和高田市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

1 改正の理由

大和高田市暴力団排除条例の施行に伴い、関係する条例について所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは市が設置する施設において使用を制限するものとし、以下の条例を改正します。

- (1) 大和高田市隣保館条例(昭和43年条例第20号)
- (2) 大和高田市老人憩いの家設置条例(平成3年条例第12号)
- (3) 大和高田市保健センター条例(平成3年条例第13号)
- (4) 大和高田市勤労青少年ホーム条例(昭和51年条例第25号)
- (5) 大和高田市・葛城コミュニティセンター条例(平成7年条例第13号)
- (6) 大和高田市運動場条例(昭和27年条例第25号)
- (7) 大和高田市立総合体育館条例(昭和57年条例第6号)
- (8) 大和高田市立武道館条例(平成3年条例第10号)

(9) 大和高田市文化会館条例(平成7年条例第26号)

(10) 大和高田市浮舞台条例(平成11年条例第5号)

3 施行期日

平成24年4月1日

◇大和高田市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

土地改良法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

第1条において土地改良法の引用規定を改正します。

「第96条の4」→「第96条の4第1項」

3 施行期日

公布の日

条 例**条例第19号**

大和高田市法令遵守推進条例をここに公布する。

平成23年12月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市法令遵守推進条例

公平かつ公正で市民に分かりやすい行政運営は、市政への市民の理解と信頼を高める上で極めて重要である。

そのためには、市は公平かつ公正な行政の基礎となる法令遵守の精神を常に追求し、行政活動の中にその主旨を反映させるよう努めなければならない。また、そうした法令遵守の努力を組織的に支え、保障する仕組みが必要である。加えて、このような法令遵守の精神は、市民と市との連携・協働によって支えられるべきものである。

このような認識の下に、大和高田市は、公平かつ公正な市政を目指して、市政における法令遵守の推進を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の行政組織において法令遵守を推進するための行動規範の確立及びその制度的保障について必要な事項を定めるとともに、市民に対して法令遵守への理解と協力を求めることにより、職務の公平かつ公正な執行を図り、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 次に掲げる者をいう。

ア 市の職員であって、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属するもの及び同条第3項に規定する特別職に属するもの(議会の議員を除く。)

イ 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条の規定により奈良県が給料その他の給与を負担する教員で、市に勤務するもの

ウ その職務に係る名称のいかんを問わず、ア又はイに掲げる者に準ずる職務を行っていると思われる者

(2) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 職員

イ 市が委託契約、請負契約その他の契約を締結している者(以下「受託者」という。)が行う当該契約に基づく事業に従事する者

ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市が指定した者(以下「指定管理者」という。)が行う市の公の施設の管理業務に従事する者

エ 市が資本金、出資金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資し、又は市と密接な関係にあると認められる法人で規則で定めるもの(以下「出資団体等」という。)が行う事業に従事する者

オ アからエまでに掲げる者であった者

(3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(4) 法令 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、条例、規則その他の規程をいう。

(5) 公益通報 職員等が、市政運営上の法令違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為(不作為を含む。)が生じ、又は生じようとしている旨を通報するこ

とをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。

(6) 特定要求行為 次に掲げるものをいう。ただし、公式又は公開の場で行われたもの及び陳情書、要望書等の書面により行われたものを除く。

ア 市が行う許可又は認可、契約、職員の採用、人事異動等に関し、特定の者に対して有利又は不利な取扱いを求めること。

イ 職務上特定の者に対し、義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。

ウ 執行すべき職務を執行しないよう、又は所定の期限までに執行しないよう求めること。

エ 職務上知り得た情報を漏えいさせようとする事。

オ 公務員としての職務に関する倫理に反する行為を求めること。

カ 法令により与えられた権限の行使に当たり、公正中立な執行を妨げる事。

(7) 不当要求行為 特定要求行為のうち、次に掲げるものをいう。

ア 正当な理由がなく面会を強要する行為

イ 粗野又は乱暴な言動により、職員に不安を抱かせる行為

ウ 正当な権利行使を装い、又は団体の威力を示す等社会常識を逸脱した手段により、機関紙、図書等の購入を要求する行為又は金銭若しくは権利を不当に要求する行為

エ 暴力的行為、威圧的言動、脅迫等を伴う行為

(職員の責務)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、公共の利益のために公正な態度で職務を執行しなければならない。

2 職員は、公私の別を明らかにするとともに、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 職員は、職務の遂行に当たっては、法令遵守の認識の下、市民に対して業務についての十分な説明を行い、理解を得るように努めなければならない。

4 職員は、公正な職務の執行を損なうおそれのある情報又は公正な市政の運営に不当な影響を及ぼす情報を除き、市民に対して積極的な情報の提供に努めなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 管理又は監督の地位にある職員(以下「管理監督者」という。)は、その職務の重要性を自覚し、部下職員の公正な職務の執行の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、公平かつ公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保できるよう、法令遵守に関する啓発をしなければならない。

2 任命権者は、行政施策の説明及び公正な職務の執行の確保並びに法令遵守体制の確立のために職員研修を実施するとともに、本市に関係する事業者等の理解と協力を得るための啓発を行い、体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等(市民その他市政に関わりのあるものをいう。)は、職員の公正な職務の執行について理解し、協力するよう努めるものとする。

2 何人も、職員に対し不当要求行為をしてはならない。

(法令遵守審査会)

第7条 公益通報(以下「通報」という。)及び特定要求行為に関する調査、審査等を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、大和高田市法令遵守審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員3人で組織する。

- 3 委員は、法令に関し専門的知識を有する者及び学識経験者の中から市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。
- 8 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。
- 9 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、調査及び審査をすることができない。
- 10 審査会の会議は、委員全員の出席をもって開催するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 11 審査会の会議は、非公開とする。ただし、審査会が必要と認める場合には、公開することができる。

(公益通報)

第8条 職員等は、通報の必要があるときは、規則に定める方法により、市長が規則で定める者（以下「通報受付者」という。）又は審査会に対し、通報することができる。

- 2 職員等は、通報する場合は、原則として実名により誠実に行い、この制度を濫用してはならない。ただし、当該通報に係る事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示すことができる場合には、匿名により通報することができる。

(不利益取扱いの禁止等)

第9条 市長及び他の任命権者（以下「市長等」という。）は、公益通報者（以下「通報者」という。）に対して通報をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いもしてはならない。

- 2 通報者は、通報したことによって不利益な取扱いを受けたと思うときには、通報受付者又は審査会にその是正の申立てをすることができる。この場合において、通報者が通報後に受けた不利益な取扱いは、当該通報をしたことを理由としてなされたものと推定する。
- 3 市長等は、通報者を保護するため、通報者が特定されるおそれがある情報は公開してはならない。

(通報に係る審査会の職務)

第10条 審査会は、委員に通報の受付及びその調査を行わせることができる。

- 2 通報受付者及び審査会の委員は、通報を受けたときは、速やかに審査会に通知するものとする。
- 3 審査会は、前項の通知を受けたときは、当該通報の内容について速やかに必要な調査及び審査を行うものとする。
- 4 審査会は、審査の結果、当該通報どおりの事実があると認めるときは是正措置等についての意見を付して、該当する事実がないと認めるとき又は調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならないときはその旨を、市長等に報告するものとする。
- 5 審査会は、審査の結果を通報者に通知しなければならない。ただし、匿名の通報者又は通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。
- 6 審査会は、市長等が正当な理由なく次条第1項の措置を執らないときは、これを公表することができる。
- 7 前条第2項の是正の申立ての調査及び審査については、第1項から前項までの規定を準用する。

(通報に係る措置)

第11条 市長等は、前条第4項の審査会の報告（前条第7項で準用する場合を含む。）を受けた場合は、速やかに審査の結果に基づいて必要な事実の確認を行うとともに審査会の意見を尊重し、違法行為等を是正し、再発を防止するために必要な措置を講ずるものとし、市長は、その概要を公表

するものとする。

2 市長等は、前項に規定する場合のほか、通報者が通報をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、速やかに改善又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長等は、通報に係る事実がないことが判明した場合等で関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表等関係者の名誉を回復するため適切な措置を講ずるものとする。

(特定要求行為への組織的対応)

第12条 職員(市長を除く。第3項において同じ。)は、特定要求行為があったときは、法第13条の規定による平等取扱いの原則にのっとり、組織的に対応するとともに、当該行為の内容等を記録し、管理監督者に報告しなければならない。

2 管理監督者は、部下職員から前項の規定による報告を受けたときは、部下職員の適法かつ公正な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、前項の規定による記録により次条に規定する大和高田市法令遵守推進会議に報告しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、職員は、不当要求行為があったと認められる場合であつて、必要があると認められるときは、管理監督者への報告に代えて大和高田市法令遵守推進会議への調査の依頼を行うことができる。

(法令遵守推進会議)

第13条 職員の職務に係る法令遵守及び倫理の保持の体制整備を図るため、並びに市における不当要求行為を防止するとともに、市として統一的な対応方針等を定めることにより、市民及び職員の安全と公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、大和高田市法令遵守推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、前条第2項の規定による報告又は同条第3項の規定による調査の依頼があったときは、速やかに必要な調査を行い、明らかに不当要求行為に該当しないと判断したものを除き審査会に報告しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定要求行為に係る審査会の職務)

第14条 審査会は、前条第2項の報告があったときは、必要な調査を行うとともに、当該特定要求行為が不当要求行為に該当するかどうかを審査し、市長に報告しなければならない。この場合において、審査会は、市長が行う措置について意見を述べることができる。

2 審査会は、前項の審査を行う場合には、特定要求行為を行った者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(不当要求行為に対する措置)

第15条 市長は、前条の規定により不当要求行為に該当するものがあるとの報告を審査会から受けたときは、速やかに報告に基づいて必要な事実確認を行うとともに、審査会の意見を尊重した上で、当該不当要求行為を行った者に対して文書で警告を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置を講ずる場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該不当要求行為を行った者の氏名又は名称、警告の内容その他の事項について公表することができる。

(審査会への報告)

第16条 市長は、第12条第2項の規定による報告、同条第3項の規定による依頼及び前条第1項の規定による措置の内容について、定期的に審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該報告の内容について、市長に対し、意見を述べることができる。

(職員等の協力)

第17条 職員等、受託者、指定管理者及び出資団体等は、この条例の規定に基づき、市長等、推進会議又は審査会が行う調査等に協力しなければならない。

2 前項の規定による調査等に協力した者は、当該調査等において知り得た秘密を漏らしてはなら

ない。その職を退いた後も、同様とする。

(運用状況の公表)

第18条 市長は、毎年1回、通報及び不当要求行為の件数並びにそれらの概要その他この条例の運用の状況を取りまとめて公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「政治倫理審査会の委員」の次に「、法令遵守審査会」を加える。

別表第1中

「

政治倫理審査会の委員	日額 15,000円
------------	------------

」を

「

政治倫理審査会の委員	日額 15,000円
法令遵守審査会の委員	日額 15,000円

」に改める。

条例第20号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(大和高田市消防団員等公務災害補償条例)

第3条 大和高田市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第4条 大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成24年4月1日か

ら施行する。

条例第21号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第63号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	

34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500
41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000	
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700	
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400	
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100	
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600	
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100		
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800		
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500		
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000		
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700		
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400		

	84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100		
	85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600		
	86	239,700	294,800	343,200	383,900			
	87	240,400	295,100	343,700	384,500			
	88	241,100	295,500	344,200	385,100			
	89	241,900	295,800	344,600	385,800			
	90	242,400	296,200	345,100	386,400			
	91	242,900	296,600	345,600	387,000			
	92	243,400	297,000	346,100	387,600			
	93	243,700	297,100	346,300	388,300			
	94		297,500	346,800				
	95		297,900	347,300				
	96		298,300	347,800				
	97		298,500	347,900				
	98		298,900	348,400				
	99		299,300	348,900				
	100		299,700	349,400				
	101		299,900	349,700				
	102		300,300	350,100				
	103		300,700	350,500				
	104		301,100	350,900				
	105		301,300	351,400				
	106		301,600	351,800				
	107		302,000	352,200				
	108		302,400	352,600				
	109		302,600	353,100				
	110		303,000	353,500				
	111		303,400	353,900				
	112		303,700	354,200				
	113		303,800	354,700				
	114		304,200					
	115		304,600					
	116		305,000					
	117		305,200					
	118		305,500					
	119		305,800					
	120		306,100					
	121		306,500					
	122		306,800					
	123		307,100					
	124		307,400					
	125		307,800					
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第19条の3に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
-------	------	----	----	----	----

	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再任用職員 以外の職員	1	148,800	192,800	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	363,900	449,300
	17	179,200	221,900	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	395,200	477,600
	33	209,200	265,700	397,100	479,300
	34	211,000	268,300	398,800	480,300
	35	212,800	270,800	400,500	481,300
	36	214,600	273,300	402,300	482,300
	37	216,300	275,800	403,500	483,400
	38	218,100	278,400	405,000	
	39	219,900	281,000	406,400	
	40	221,700	283,600	407,900	
	41	223,600	286,100	409,600	
	42	225,400	288,700	411,000	
	43	227,200	291,200	412,400	
	44	229,000	293,700	414,000	
	45	230,900	296,000	415,700	
	46	232,600	298,700	417,000	
	47	234,300	301,400	418,600	
	48	236,000	304,100	420,200	

		49	237,600	306,600	421,900	
		50	239,300	309,100	423,300	
		51	241,000	311,600	424,900	
		52	242,700	314,100	426,500	
		53	244,100	316,500	428,200	
		54	245,800	318,700	429,700	
		55	247,400	320,900	431,300	
		56	249,100	323,100	432,900	
		57	250,600	325,400	434,500	
		58	252,200	327,600	436,100	
		59	253,800	329,800	437,600	
		60	255,400	331,900	439,200	
		61	257,000	334,100	440,800	
		62	258,600	336,300	442,400	
		63	260,200	338,500	443,900	
		64	261,700	340,700	445,500	
		65	263,200	342,900	447,200	
		66	264,900	345,100	448,700	
		67	266,500	347,300	450,300	
		68	268,200	349,500	451,900	
		69	269,700	351,500	453,500	
		70	271,200	353,600	455,100	
		71	272,700	355,700	456,700	
		72	274,200	357,800	458,300	
		73	275,500	359,600	459,800	
		74	276,900	361,500	460,800	
		75	278,300	363,500	461,800	
		76	279,700	365,400	462,800	
		77	281,100	367,400	463,600	
		78	282,300	369,100		
		79	283,500	370,800		
		80	284,700	372,500		
		81	286,000	374,200		
		82	287,200	375,700		
		83	288,400	377,200		
		84	289,600	378,700		
		85	290,900	379,800		
		86	292,100	381,200		
		87	293,300	382,600		
		88	294,500	384,000		
		89	295,700	385,300		
		90	296,900	386,600		
		91	298,100	387,900		
		92	299,300	389,200		
		93	300,100	390,600		
		94	301,300	391,800		
		95	302,500	393,100		
		96	303,700	394,400		
		97	304,700	395,800		
		98	305,800	396,800		
		99	306,900	397,900		

		100	308,000	399,000		
		101	308,900	399,900		
		102	310,000	400,900		
		103	311,100	402,000		
		104	312,200	403,100		
		105	312,800	403,900		
		106	313,700	404,900		
		107	314,500	405,900		
		108	315,300	406,900		
		109	316,200	407,800		
		110	316,700	408,700		
		111	317,200	409,600		
		112	317,700	410,500		
		113	318,300	411,100		
		114	318,800	411,900		
		115	319,300	412,700		
		116	319,800	413,500		
		117	320,400	414,300		
		118	320,900	415,100		
		119	321,400	415,800		
		120	321,900	416,600		
		121	322,400	417,200		
		122	322,800	417,700		
		123	323,300	418,200		
		124	323,800	418,700		
		125	324,400	419,100		
		126	324,800	419,600		
		127	325,200	420,100		
		128	325,600	420,600		
		129	325,900	421,000		
		130	326,300	421,500		
		131	326,700	422,000		
		132	327,100	422,500		
		133	327,300	422,900		
		134	327,500	423,400		
		135	327,800	423,900		
		136	328,100	424,400		
		137	328,400	424,800		
		138	328,600	425,300		
		139	328,900	425,800		
		140	329,200	426,300		
		141	329,400	426,700		
		142	329,700			
		143	330,000			
		144	330,300			
		145	330,600			
		146	330,900			
		147	331,200			
		148	331,500			
		149	331,700			
		150	331,900			

	151	332,200			
	152	332,500			
	153	332,700			
再任用職員		220,200	261,500	326,600	396,400

備考(1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、実習助手その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	318,600	427,900
	13	170,300	192,800	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	328,300	433,400
	17	179,200	199,700	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	337,500	438,800
	21	189,300	206,600	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	346,700	444,000
	25	195,900	214,000	348,900	445,300
	26	197,500	216,000	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	354,600	449,200
	29	202,400	221,900	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	362,100	454,100
	33	209,000	232,800	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	369,300	458,000
	37	215,700	244,300	371,200	458,900
38	217,400	247,100	372,800		

	39	219,100	249,900	374,400
	40	220,800	252,700	376,000
	41	222,600	255,500	377,400
	42	224,400	258,100	378,900
	43	226,200	260,700	380,400
	44	228,000	263,300	381,900
	45	229,900	265,700	383,500
	46	231,600	268,300	385,100
	47	233,300	270,800	386,700
	48	235,000	273,300	388,300
	49	236,700	275,800	389,800
	50	238,400	278,400	391,300
	51	240,100	281,000	392,800
	52	241,800	283,600	394,300
	53	243,100	286,100	395,500
	54	244,800	288,700	396,800
	55	246,400	291,200	397,900
	56	248,100	293,700	399,100
	57	249,600	296,000	400,600
	58	251,100	298,700	401,800
	59	252,600	301,400	403,100
	60	254,100	304,100	404,400
	61	255,700	306,600	405,700
	62	257,200	309,100	406,800
	63	258,700	311,600	408,200
	64	260,100	314,100	409,600
	65	261,400	316,500	410,800
	66	263,000	318,700	411,900
	67	264,600	320,900	413,100
	68	266,100	323,100	414,300
	69	267,800	325,400	415,300
	70	269,300	327,600	416,500
	71	270,800	329,800	417,700
	72	272,300	331,900	418,900
	73	273,600	334,100	419,800
	74	274,900	336,300	420,600
	75	276,200	338,500	421,400
	76	277,500	340,700	422,200
	77	278,900	342,700	422,900
	78	280,100	344,600	423,700
	79	281,300	346,500	424,500
	80	282,500	348,400	425,300
	81	283,800	350,200	426,100
	82	285,000	352,000	426,800
	83	286,200	353,800	427,400
	84	287,400	355,600	428,100
	85	288,500	357,100	428,800
	86	289,500	358,800	429,500
	87	290,500	360,500	430,200
	88	291,500	362,100	430,900
	89	292,600	363,800	431,600

	90	293,500	365,100	432,300
	91	294,400	366,500	433,000
	92	295,300	367,900	433,700
	93	295,800	369,400	434,200
	94	296,600	370,700	
	95	297,400	372,000	
	96	298,200	373,300	
	97	299,100	374,300	
	98	299,900	375,300	
	99	300,700	376,300	
	100	301,500	377,300	
	101	302,400	378,400	
	102	302,900	379,400	
	103	303,400	380,400	
	104	303,900	381,400	
	105	304,100	382,300	
	106	304,500	383,200	
	107	304,800	384,100	
	108	305,100	385,100	
	109	305,300	386,000	
	110	305,600	387,000	
	111	305,900	388,000	
	112	306,200	389,000	
	113	306,400	389,600	
	114	306,600	390,500	
	115	306,800	391,400	
	116	307,100	392,300	
	117	307,400	393,200	
	118	307,700	394,000	
	119	308,000	394,800	
	120	308,300	395,600	
	121	308,400	396,300	
	122	308,700	397,100	
	123	309,000	397,900	
	124	309,300	398,700	
	125	309,500	399,400	
	126		400,100	
	127		400,800	
	128		401,500	
	129		402,200	
	130		402,900	
	131		403,600	
	132		404,300	
	133		404,600	
	134		405,200	
	135		405,800	
	136		406,400	
	137		406,800	
	138		407,400	
	139		408,000	
	140		408,600	

	141		409,000		
	142		409,600		
	143		410,200		
	144		410,800		
	145		411,200		
	146		411,800		
	147		412,400		
	148		413,000		
	149		413,400		
	150		414,000		
	151		414,600		
	152		415,200		
	153		415,600		
再任用職員		209,700	258,400	319,500	387,000

備考(1) この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、講師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で市長が規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3イ及びウを次のように改める。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900	

27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500
29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900
30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200
35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500
36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800
37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700
40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500
41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100
42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900
43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700
44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500
45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100
46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900
47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700
48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500
49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500
53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100
54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400	
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100	
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800	
57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400	
58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100	
59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800	
60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500	
61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800	
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400	
63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100	
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800	
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300	
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400		
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100		
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800		
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300		
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900		
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500		
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100		
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700		
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300		
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900		
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500		
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000		

78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600		
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200		
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800		
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500		
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100		
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700		
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300		
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000		
86		291,900	328,500	350,300			
87		292,100	328,800	350,700			
88		292,300	329,200	351,100			
89		292,700	329,600	351,500			
90		292,900	330,000	351,900			
91		293,100	330,400	352,300			
92		293,300	330,800	352,600			
93		293,700	331,300	353,000			
94		293,900	331,600	353,400			
95		294,100	332,000	353,800			
96		294,400	332,400	354,100			
97		294,800	332,600	354,600			
98		295,100	333,000	355,000			
99		295,400	333,400	355,400			
100		295,700	333,800	355,800			
101		296,000	334,000	356,300			
102		296,300	334,400	356,700			
103		296,600	334,800	357,100			
104		296,900	335,000	357,500			
105		297,200	335,100	358,000			
106			335,500				
107			335,900				
108			336,300				
109			336,500				
110			336,900				
111			337,300				
112			337,700				
113			337,900				
再任用 職員	186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900

6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700
30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500
32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400
33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800
35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000
38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600
40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400
41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000
42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700
43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400
44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000
45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500
46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100
47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200
49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600

57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900	
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600	
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300	
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000	
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600	
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200	
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800	
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200	
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800	
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400	
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000	
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500	
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100	
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700	
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300	
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800	
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400	
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000	
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600	
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000	
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500	
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100	
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700	
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200	
94	283,600	317,800	352,300	371,200		
95	284,600	318,500	353,000	371,700		
96	285,600	319,100	353,700	372,200		
97	286,500	319,800	354,200	372,800		
98	287,300	320,200	354,700	373,300		
99	288,100	320,900	355,200	373,800		
100	289,000	321,600	355,700	374,300		
101	289,800	322,000	356,200	374,900		
102	290,600	322,600	356,700	375,400		
103	291,400	323,200	357,200	375,900		
104	292,200	323,800	357,700	376,300		
105	292,900	324,200	358,000	376,900		
106	293,400	324,700	358,500	377,400		
107	293,900	325,200	359,000	377,900		

108	294,400	325,700	359,500	378,400
109	294,600	326,100	360,000	379,000
110	295,000	326,500	360,500	379,500
111	295,200	326,900	361,000	380,000
112	295,600	327,300	361,500	380,500
113	295,900	327,700	362,000	381,100
114	296,200	328,100	362,500	
115	296,600	328,500	363,000	
116	296,900	328,800	363,400	
117	297,200	329,100	363,800	
118	297,500	329,500	364,300	
119	297,800	329,900	364,800	
120	298,200	330,300	365,300	
121	298,500	330,500	365,700	
122	298,900	330,900	366,200	
123	299,300	331,300	366,700	
124	299,700	331,700	367,200	
125	299,900	331,900	367,600	
126	300,200	332,200		
127	300,600	332,600		
128	301,000	332,900		
129	301,200	333,000		
130	301,600	333,400		
131	302,000	333,800		
132	302,400	334,200		
133	302,600	334,500		
134	303,000	334,900		
135	303,400	335,300		
136	303,800	335,700		
137	304,000	336,000		
138	304,300	336,400		
139	304,700	336,800		
140	305,100	337,200		
141	305,300	337,500		
142	305,700	337,900		
143	306,100	338,300		
144	306,400	338,700		
145	306,500	339,000		
146	306,900	339,400		
147	307,300	339,800		
148	307,700	340,200		
149	307,900	340,500		
150	308,200	340,900		
151	308,500	341,300		
152	308,800	341,700		
153	309,200	342,000		
154	309,500			
155	309,700			
156	310,000			
157	310,400			
158	310,700			

	159	311,000					
	160	311,300					
	161	311,700					
	162	312,000					
	163	312,300					
	164	312,600					
	165	313,000					
	166	313,300					
	167	313,600					
	168	313,900					
	169	314,300					
再任用 職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「99.59」を「99.1」に改め、同項第2号中「99.83」を「99.34」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

条例第22号

大和高田市暴力団排除条例をここに公布する。

平成23年12月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関する基本理念を定め、市、市民(市内に滞在する者を含む。以下同じ。)及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策、青少年に対する教育等のための措置、暴力団の威力の利用の禁止、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団の排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (6) 関係団体 法第32条の2第1項の規定により公安委員会から奈良県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体をいう。
- (7) 青少年 6歳以上18歳未満の者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市内の事業活動又は市民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団と交際しないことを基本として、市、市民等、関係団体及び県その他の地方公共団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民等、関係団体及び県その他の地方公共団体と相互に連携を図るものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は警察に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

(市の公の施設における措置)

第7条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、同法第244条第1項の規定により市が設置した公の施設(以下「公の施設」という。)の使用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例等の規定により、使用の承認をしないことができるものとする。

2 市長等は、公の施設の使用の承認をした後において、当該公の施設の使用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、当該公の施設の設置及び管理に関する事項を定めた条例等の規定により、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができるものとする。

(市民等及び関係団体に対する支援)

第8条 市は、市民等及び関係団体が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、市民等及び関係団体に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための集会の開催その他の必要な広報及び啓発を行うものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第10条 市は、その設置する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校又は高等学校をいう。次項において同じ。)において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育を県が実施する取組と整合を図って行うものとする。

2 市は、前項に規定する教育の目的を達成するため、市内に所在する学校(市が設置するものを除

く。)及び学校教育法第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)並びに青少年の育成に携わる者が青少年に対して教育、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらのものに対し情報の提供その他の支援又は協力を行うものとする。

(暴力団の威力の利用の禁止)

第11条 市民等は、債権の回収、紛争の解決等のため、暴力団員等の利用、自己が暴力団と関係があることを認識させることによる相手方への威圧その他の暴力団の威力の利用をしてはならない。

(暴力団員等に対する利益の供与の禁止)

第12条 市民等は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなる金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

条例第23号

大和高田市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成23年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(大和高田市隣保館条例の一部改正)

第1条 大和高田市隣保館条例(昭和43年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(大和高田市老人憩いの家設置条例の一部改正)

第2条 大和高田市老人憩いの家設置条例(平成3年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(大和高田市保健センター条例の一部改正)

第3条 大和高田市保健センター条例(平成3年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(大和高田市勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第4条 大和高田市勤労青少年ホーム条例(昭和51年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(大和高田市・葛城コミュニティセンター条例の一部改正)

第5条 大和高田市・葛城コミュニティセンター条例(平成7年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(大和高田市運動場条例の一部改正)

第6条 大和高田市運動場条例(昭和27年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(大和高田市立総合体育館条例の一部改正)

第7条 大和高田市立総合体育館条例(昭和57年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(大和高田市立武道館条例の一部改正)

第8条 大和高田市立武道館条例(平成3年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(大和高田市文化会館条例の一部改正)

第9条 大和高田市文化会館条例(平成7年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(大和高田市浮舞台条例の一部改正)

第10条 大和高田市浮舞台条例(平成11年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(大和高田市隣保館条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大和高田市隣保館条例第4条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(大和高田市老人憩いの家設置条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の大和高田市老人憩いの家設置条例第4条の規定は、この条例の施行

日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(大和高田市保健センター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の大和高田市保健センター条例第4条の規定は、この条例の施行日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(大和高田市勤労青少年ホーム条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の大和高田市勤労青少年ホーム条例第6条の規定は、この条例の施行日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(大和高田市・葛城コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第5条の規定による改正後の大和高田市・葛城コミュニティセンター条例第5条の規定は、この条例の施行日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(大和高田市運動場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第6条の規定による改正後の大和高田市運動場条例第3条の規定は、この条例の施行日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(大和高田市立総合体育館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 第7条の規定による改正後の大和高田市立総合体育館条例第4条の規定は、この条例の施行日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(大和高田市立武道館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 第8条の規定による改正後の大和高田市立武道館条例第5条の規定は、この条例の施行日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(大和高田市文化会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 第9条の規定による改正後の大和高田市文化会館条例第4条の規定は、この条例の施行日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(大和高田市浮舞台条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 第10条の規定による改正後の大和高田市浮舞台館条例第4条の規定は、この条例の施行日以後にされる許可の申請について適用し、同日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

条例第24号

大和高田市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市営土地改良事業分担金徴収条例(平成18年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

規則第28号

大和高田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年12月9日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則
大和高田市印鑑条例施行規則(昭和57年規則第22号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「1月」を「31日」に改める。
第10条第2号中「照会書・回答書」を「印鑑登録照会書・印鑑登録回答書」に改める。
様式第2号、様式第4号及び様式第8号を次のように改める。

様式第2号(第10条関係)

年 月 日

様

奈良県大和高田市長

*この照会書は、黒色の電子公印を使用しています。

印鑑登録照会書

年 月 日にあなたの印鑑登録申請を受け付けましたが、あなたの意思により申請されたものに相違がなければ、以下の回答書に直筆で署名し、申請された印鑑を押印して 年 月 日までにこの書面と本人確認書類及び申請の印鑑をあなたご自身が持参してください。

(ご注意)

*回答書を郵送されたり回答期限までに回答書の持参がないときは、登録申請がなかったものとして取り扱います。

*印鑑登録証の受取をやむを得ず代理人に委任するときは、下記の委任状に必要事項を記入の上、回答書と本人確認書類(本人及び代理人両方の書類)、本人の登録する印鑑、代理人の認印(印肉を使う印)を代理人の方が持参してください。

(注) 本人確認書類とは

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証、年金証書、身体障害者手帳、介護保険被保険者証などです。

印鑑登録回答書

照会のありました印鑑登録の申請については、私の意思によるものに相違ありません。

奈良県大和高田市長 様 年 月 日

申請した印鑑

住 所 大和高田市
(本人)氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日

委任状

私(本人)は、次の者を代理人として、回答書の持参及び印鑑登録証の受領を委任したので届けます。

住 所 _____
(代理人)氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日

登録年月日

登録番号

様式第4号(第10条関係)

印鑑登録番号

印鑑登録原票

印影	氏名		
	生年 月 日	性別	
	住所		

登録年月日	抹消年月日	抹消事由	
-------	-------	------	--

備考	
----	--

様式第8号(第10条関係)

印鑑登録証明書

印影	氏名			
	生年月日		性別	
	住所			

本書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しであることを証明します。

年 月 日

奈良県大和高田市長

* この証明書は、黒色の電子公印を使用しています。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の大和高田市印鑑条例施行規則(以下「旧規則」という。)第10条第2号の規定による照会書・回答書で、この規則の施行の際現に大和高田市印鑑条例(昭和57年条例第36号)第5条第1項の規定による照会中のものは、この規則による改正後の大和高田市印鑑条例施行規則(以下「新規則」という。)第10条第2号の規定による印鑑登録照会書・印鑑登録回答書とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第10条第4号の規定により作成されている印鑑登録原票は、新規則第10条第4号の規定により作成されている印鑑登録原票とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則第10条第10号の規定により交付されている印鑑登録証明書は新規則第10条第10号の規定により交付された印鑑登録証明書とみ

訓 令

訓令第7号

大和高田市庁舎モニター広告設置及び運用事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成23年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市庁舎モニター広告設置及び運用事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市庁舎内に映像機器を設置し、広告映像及び行政情報を放映する業務を実施するに当たり、最適な事業者を選定するため、大和高田市庁舎モニター広告設置及び運用事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市庁舎モニター広告設置及び運用事業者(以下「事業者」という。)の選定に関する事項
- (2) その他市庁舎モニター広告の設置及び運用のために市長が必要と認める事項
(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が任命する。

- (1) 企画政策部長
- (2) 市民部長
- (3) 財産管理課長
- (4) 市民課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外のものを委員とすることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から事業者の選定が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、企画政策部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、市民部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員の一部をもって会議を開催することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部広報情報課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

訓令第8号

大和高田市広告掲載基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年12月26日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市広告掲載基準の一部を改正する訓令

大和高田市広告掲載基準(平成22年訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第2条」の次に「第1項」を、「業種」の次に「のうち、青少年の健全な育成を阻害すると市長が認めるもの並びに同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する業種」を加える。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示**告示第120号**

平成23年12月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成23年12月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

- 1 平成23年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)
- 2 平成23年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 3 平成23年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 4 平成23年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 5 平成23年度大和高田市水道事業会計補正予算(第1号)
- 6 平成23年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第2号)

平成23年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)

平成23年度大和高田市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284,953千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,730,423千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 分担金及び負担金		273,447	112	273,559
	2 負担金	270,607	112	270,719
12 使用料及び手数料		655,078	6,500	661,578
	2 手数料	292,887	6,500	299,387
13 国庫支出金		4,267,893	69,472	4,337,365
	1 国庫負担金	4,073,209	2,000	4,075,209
	2 国庫補助金	168,832	66,261	235,093
	3 国庫委託金	25,852	1,211	27,063
14 県支出金		1,401,209	17,821	1,419,030
	2 県補助金	479,651	17,821	497,472
18 諸収入		243,058	18,748	261,806
	4 雑入	226,673	18,748	245,421
19 市債		1,824,000	172,300	1,996,300
	1 市債	1,824,000	172,300	1,996,300
歳入合計		23,445,470	284,953	23,730,423

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		285,218	171	285,389
	1 議会費	285,218	171	285,389
2 総務費		2,694,297	8,240	2,702,537
	1 総務管理費	2,091,748	24,787	2,116,535
	2 徴税費	302,931	△9,199	293,732
	3 戸籍住民基本台帳費	146,681	△725	145,956
	4 選挙費	114,378	△6,623	107,755
3 民生費		9,967,118	23,655	9,990,773
	1 社会福祉費	3,641,447	4,472	3,645,919
	2 児童福祉費	3,421,795	30,215	3,452,010
	3 生活保護費	2,903,572	△11,032	2,892,540
4 衛生費		2,479,001	23,223	2,502,224
	1 保健衛生費	894,249	5,296	899,545
	2 清掃費	1,584,752	17,927	1,602,679
6 農林水産業費		127,911	3,814	131,725
	1 農業費	127,911	3,814	131,725
7 商工費		114,328	△1,355	112,973
	1 商工費	114,328	△1,355	112,973
8 土木費		1,400,203	△7,951	1,392,252
	1 土木管理費	174,663	△13,686	160,977
	2 道路橋りょう費	85,567	7,000	92,567
	3 都市計画費	1,023,863	△8,821	1,015,042
	4 住宅費	116,110	7,556	123,666
9 消防費		843,236	4,378	847,614
	1 消防費	843,236	4,378	847,614

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,910,362	230,778	2,141,140
	1 教育総務費	324,231	7,568	331,799
	2 小学校費	235,277	240,429	475,706
	4 高等学校費	348,161	△5,612	342,549
	5 幼稚園費	246,606	471	247,077
	6 社会教育費	398,931	△12,670	386,261
	7 保健体育費	253,478	592	254,070
歳 出 合 計		23,445,470	284,953	23,730,423

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市営斎場火葬業務等	平成24年度末まで	8,715
市営斎場受付業務	平成24年度末まで	2,167
図書館窓口等業務委託料	平成24年度から 平成26年度末まで	69,000
文化会館の自主事業に係る経費	平成24年度末まで	3,500

第3表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校耐震補強事業	千円 172,300	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 4.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合につ いて、利率の見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率)	政府資金につい ては、その融資条件によ り、銀行その他の場合 にはその債権者と協定 するものによる。 ただし、市財政の都 合により据置期間及び 償還期間を短縮し、又 は繰上償還もしくは低 利に借換えすることが できる。

平成23年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,447千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,198,984千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		469,586	△3,447	466,139
	1 一般会計繰入金	469,585	△3,447	466,138
歳入合計		8,202,431	△3,447	8,198,984

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		171,168	△3,447	167,721
	1 総務管理費	145,652	△3,447	142,205
歳出合計		8,202,431	△3,447	8,198,984

平成23年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ606千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,164,771千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		699,915	606	700,521
	1 一般会計繰入金	699,915	606	700,521
歳入合計		2,164,165	606	2,164,771

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		953,197	606	953,803
	1 下水道事業費	953,197	606	953,803
歳出合計		2,164,165	606	2,164,771

平成23年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,333千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,647,479千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		766,719	△9,333	757,386
	1 一般会計繰入金	719,455	△9,333	710,122
歳入合計		4,656,812	△9,333	4,647,479

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		150,260	△5,309	144,951
	1 総務管理費	109,170	△5,309	103,861
2 保険給付費		4,366,408	0	4,366,408
	1 給付諸費	4,366,408	0	4,366,408
3 地域支援事業費		90,545	△4,024	86,521
	2 包括的支援事業・任意事業費	66,581	△4,024	62,557
歳出合計		4,656,812	△9,333	4,647,479

平成23年度大和高田市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成23年度大和高田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度大和高田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	1,894,704千円	△ 6,483千円	1,888,221千円
第1項 営業費用	1,791,558千円	△ 6,483千円	1,785,075千円

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「374,180千円」を「374,284千円」に、建設改良積立金「56,762千円」を「56,866千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	686,456千円	104千円	686,560千円
第1項 建設改良費	500,972千円	104千円	501,076千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	249,523千円	△ 5,557千円	243,966千円

平成23年度大和高田市立病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 平成23年度大和高田市立病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度大和高田市立病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決業務の予定量)	(補正業務の予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
設備改良費	34,921千円	△2,581千円	32,340千円

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 病院事業費用	6,823,898千円	28,933千円	6,852,831千円
第1項 医業費用	6,375,046千円	29,019千円	6,404,065千円
第2項 附帯事業費用	89,470千円	△113千円	89,357千円
第3項 医業外費用	318,381千円	27千円	318,408千円

第4条 予算第4条本文括弧書中一時借入金で措置する額「247,089千円」を「245,208千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	226,084千円	△700千円	225,384千円
第1項 企業債	131,000千円	△700千円	130,300千円
支 出			
第1款 資本的支出	473,173千円	△2,581千円	470,592千円
第1項 建設改良費	134,157千円	△2,581千円	131,576千円

第5条 予算第6条を次のように改める。

(起債の目的)	(限度額)	(起債の方法)	(利率)	(償還の方法)
病院医療器械整備事業	98,000千円	証書借入	4.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者との協定による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
HCU整備事業	32,300千円			

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1. 職員給与費	3,754,222千円	△11,729千円	3,742,493千円

告示第121号

大和高田市通所サービス利用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年12月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市通所サービス利用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市通所サービス利用促進事業補助金交付要綱(平成19年告示第116号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第5条中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第122号

大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年12月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱の一部を改正する告示

第1条 大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱(平成22年告示第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第21項」を「同条第22項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第2条 大和高田市特定随意契約対象者の登録に関する要綱の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に、「同条第22項」を「同条第21項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

告示第123号

大和高田市更生訓練費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年12月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市更生訓練費支給要綱の一部を改正する告示

第1条 大和高田市更生訓練費支給要綱(平成22年告示第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第13項」を「第5条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に改める。

第2条 大和高田市更生訓練費支給要綱の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第14項」を「第5条第13項」に、「同条第15項」を「同条第13項」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

告示第124号

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年12月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱(平成22年告示第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「の写し」を削り、同条第2項本文中「市長は」の次に「、予算の範囲内において」を加え、同項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による申請及び前項の受付の方法は、別に定めるものとする。

第7条中「申請書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内に」を削る。

第8条中「30日を経過した日又は当該通知のあった年度の3月31日のいずれか早い日(その日が大和高田市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)までに、」を「14日以内に」に改める。

様式第1号中「の写し」を削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第125号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年12月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

1. 職権消除日 平成23年12月9日

2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第126号

大和高田市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱等を廃止する告示を次のように定める。

平成23年12月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱等を廃止する告示
次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 大和高田市精神障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱（平成17年告示第6号）
- (2) 大和高田市心身障害者小規模通所授産施設運営費補助金交付要綱（平成17年告示第13号）
- (3) 大和高田市心身障害者福祉作業所運営補助金交付要綱（平成15年告示第18号）

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

告示第127号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1494	高494号線	曾大根一丁目29番9先	
		曾大根一丁目29番14先	
1495	高495号線	曾大根一丁目27番25先	
		曾大根一丁目27番14先	
1496	高496号線	曾大根一丁目23番1先	
		曾大根一丁目22番10先	
1497	高497号線	旭北町381番2先	
		旭北町381番7先	
1498	高498号線	礪野新町542番23先	
		礪野新町542番47先	
1499	高499号線	礪野北町136番5先	
		礪野北町136番21先	
1500	高500号線	大字田井35番10先	
		大字田井35番11先	
1501	高501号線	大字田井35番14先	
		大字田井35番19先	
1502	高502号線	大字土庫768番3先	
		大字藤森152番1先	
1503	高503号線	大字土庫165番3先	
		大字土庫166番1先	

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1504	高504号線	大字土庫291番1先	
		大字土庫288番4先	
1505	高505号線	大字今里川合方98番1先	
		大字今里川合方38番5先	
1506	高506号線	旭南町273番先	
		永和町1596番1先	
1507	高507号線	北片塩町1585番3先	
		永和町137番1先	
1508	高508号線	南本町1872番2先	
		大中南町193番1先	
2034	瀬 34号線	大字池尻180番1先	
		大字池尻176番1先	
2035	瀬 35号線	大字池尻38番7先	
		大字藤森373番1先	
2036	瀬 36号線	大字藤森346番6先	
		大字藤森346番9先	
3152	陵152号線	大字大谷408番2先	
		大字大谷730番4先	
3153	陵153号線	大字大谷407番10先	
		大字大谷408番7先	
3154	陵154号線	大字大谷498番63先	
		大字大谷506番10先	
3155	陵155号線	大字市場662番12先	
		大字市場662番13先	
4112	天112号線	大字根成柿561番1先	
		大字根成柿10番4先	
4113	天113号線	大字西坊城295番27先	
		大字西坊城295番11先	
整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
4114	天114号線	大字西坊城295番29先	
		大字西坊城295番21先	
4115	天115号線	大字西坊城295番13先	
		大字西坊城295番16先	
4116	天116号線	大字西坊城295番3先	
		大字西坊城295番6先	

告示第128号

市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

大和高田市長 吉田誠克

1. 道路の種類 市道

2. 路線名その他

路線名	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
高494号線	曾大根一丁目29番9先から 曾大根一丁目29番14先まで	6.0~8.0	89.8	
高495号線	曾大根一丁目27番25先から 曾大根一丁目27番14先まで	6.0~8.0	93.9	
高496号線	曾大根一丁目23番1先から 曾大根一丁目22番10先まで	6.0~8.0	67.4	
高497号線	旭北町381番2先から 旭北町381番7先まで	6.0~8.0	30.3	
高498号線	礒野新町542番23先から 礒野新町542番47先まで	6.0~8.0	147.1	
高499号線	礒野北町136番5先から 礒野北町136番21先まで	6.0~8.0	94.4	
高500号線	大字田井35番10先から 大字田井35番11先まで	6.0	100.9	
高501号線	大字田井35番14先から 大字田井35番19先まで	6.0	107.1	
高502号線	大字土庫768番3先から 大字藤森152番1先まで	12.0	189.8	
高503号線	大字土庫165番3先から 大字土庫166番1先まで	6.8~7.5	108.0	
高504号線	大字土庫291番1先から 大字土庫288番4先まで	6.0~6.7	278.2	
高505号線	大字今里川合方98番1先から 大字今里川合方38番5先まで	3.8~11.1	243.4	
瀬 34号線	大字池尻180番1先から 大字池尻176番1先まで	2.5~8.1	142.4	
瀬 35号線	大字池尻38番7先から 大字藤森373番1先まで	3.8~7.3	278.9	
瀬 36号線	大字藤森346番6先から 大字藤森346番9先まで	6.0~8.0	38.6	

陵152号線	大字大谷408番2先から 大字大谷730番4先まで	6.0	210.5	
陵153号線	大字大谷407番10先から 大字大谷408番7先まで	6.0	135.8	
陵154号線	大字大谷498番63先から 大字大谷506番10先まで	6.0~8.0	25.7	
陵155号線	大字市場662番12先から 大字市場662番13先まで	6.0~8.0	60.2	
天112号線	大字根成柿561番1先から 大字根成柿10番4先まで	4.0~4.1	218.5	
天113号線	大字西坊城295番27先から 大字西坊城295番11先まで	6.0	87.2	
天114号線	大字西坊城295番29先から 大字西坊城295番21先まで	6.4	13.3	
天115号線	大字西坊城295番13先から 大字西坊城295番16先まで	6.0	13.6	
天116号線	大字西坊城295番3先から 大字西坊城295番6先まで	6.1	15.1	

3. 供用開始の期日 平成23年12月12日

告示第129号

市道路線変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を変更する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	旧新別	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1009	旧	高9号線	大和高田市大字築山154番3先 大和高田市大字築山133番4先	
	新		大和高田市大字築山146番4先 大和高田市大字築山150番5先	
1048	旧	高48号線	大和高田市大東町1220番2先 大和高田市藤森152番1先	
	新		大和高田市大東町1220番2先 大和高田市大字土庫192番1先	
1132	旧	高132号線	大和高田市大字今里川合方98番1先 大和高田市大字松塚地内葛城川右岸河川堤防敷地先	
	新		大和高田市大字今里484番2先 大和高田市大字松塚地内葛城川右岸河川堤防敷地先	
1298	旧	高298号線	大和高田市大字松塚972番1先 大和高田市大字松塚754番5先	
	新		大和高田市大字松塚977番1先 大和高田市大字松塚765番4先	

1299	旧	高299号線	大和高田市大字土庫160番4先 大和高田市大字土庫地内土庫川左岸堤防敷地先
	新		大和高田市大字土庫160番4先 大和高田市大字土庫160番12先
2008	旧	瀬8号線	大和高田市大字藤森131番2先 大和高田市大字藤森100番1先
	新		大和高田市大字藤森131番2先 大和高田市大字藤森100番1先
2017	旧	瀬17号線	大和高田市大字池尻100番3先 大和高田市大字藤森372番1先
	新		大和高田市大字池尻100番3先 大和高田市大字池尻38番3先
2019	旧	瀬19号線	大和高田市大字池尻242番7先 大和高田市大字池尻176番1先
	新		大和高田市大字池尻242番7先 大和高田市大字池尻182番6先
4029	旧	天29号線	大和高田市大字秋吉162番先 大和高田市大字西坊城471番3先
	新		大和高田市大字秋吉162番先 大和高田市大字西坊城471番4先
4046	旧	天46号線	大和高田市大字根成柿313番47先 大和高田市大字根成柿313番26先
	新		大和高田市大字根成柿313番47先 大和高田市大字根成柿322番26先
4105	旧	天105号線	大和高田市大字根成柿102番3先 大和高田市大字根成柿118番1先
	新		大和高田市大字根成柿110番2先 大和高田市大字根成柿615番3先

告示第130号

市道の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域の変更を次のように決定する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線名	変更の区間	変更前の幅員(m)	変更前の延長(m)
		変更後の幅員(m)	変更後の延長(m)
高9号線	大和高田市大字築山154番3先から 大和高田市大字築山150番5先まで	2.4~6.5	35.5
		4.0~8.0	119.3
高48号線	大和高田市大東町1220番2先から 大和高田市藤森152番1先まで	2.7~12.0	1255.9
		2.7~12.0	1040.3
高132号線	大和高田市大字今里川合方98番1先から 大和高田市大字松塚地内葛城川右岸河川堤防敷地先まで	3.8~11.1	1267.2

		5.4~11.0	923.8
高298号線	大和高田市大字松塚977番1先から 大和高田市大字松塚765番4先まで	4.7~11.0	298.5
		4.7~12.3	431.6
高299号線	大和高田市大字土庫160番4先から 大和高田市大字土庫地内土庫川左岸堤防敷地先まで	7.2~12.1	199.2
		11.3~12.1	51.6
瀬8号線	大和高田市大字藤森131番2先から 大和高田市大字藤森100番1先まで	2.8~4.8	426.9
		2.8~4.8	416.9
瀬17号線	大和高田市大字池尻100番3先から 大和高田市大字藤森372番1先まで	3.8~9.0	692.3
		3.8~9.0	343.8
瀬19号線	大和高田市大字池尻242番7先から 大和高田市大字池尻176番1先まで	2.5~8.1	760.4
		3.8~7.7	584.5
天29号線	大和高田市大字秋吉162番先から 大和高田市大字西坊城471番3先まで	1.4~6.0	395.9
		1.5~6.0	368.8
天46号線	大和高田市大字根成柿313番47先から 大和高田市大字根成柿313番26先まで	5.4~7.1	207.1
		5.4~7.1	193.9
天105号線	大和高田市大字根成柿102番3先から 大和高田市大字根成柿615番3先まで	4.5~7.5	197.5
		3.6~7.5	317.4

告示第131号

供用の開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始する。その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
高9号線	大和高田市大字築山154番3先から 大和高田市大字築山150番5先まで	平成23年12月12日
高48号線	大和高田市大東町1220番2先から 大和高田市大字土庫192番1先まで	平成23年12月12日

高132号線	大和高田市大字今里484番2先から 大和高田市大字松塚地内葛城川右岸河川堤防敷地先まで	平成23年12月12日
高298号線	大和高田市大字松塚977番1先から 大和高田市大字松塚765番4先まで	平成23年12月12日
高299号線	大和高田市大字土庫160番4先から 大和高田市大字土庫160番12先まで	平成23年12月12日
瀬8号線	大和高田市大字藤森131番2先から 大和高田市大字藤森100番1先まで	平成23年12月12日
瀬17号線	大和高田市大字池尻100番3先から 大和高田市大字池尻38番3先まで	平成23年12月12日
瀬19号線	大和高田市大字池尻242番7先から 大和高田市大字池尻182番6先まで	平成23年12月12日
天29号線	大和高田市大字秋吉162番先から 大和高田市大字西坊城471番4先まで	平成23年12月12日
天46号線	大和高田市大字根成柿313番47先から 大和高田市大字根成柿313番26先まで	平成23年12月12日
天105号線	大和高田市大字根成柿110番2先から 大和高田市大字根成柿615番3先まで	平成23年12月12日

告示第132号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を廃止する。
その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1354	高354号線	土庫二丁目地内土庫川左岸堤防敷地先	
		土庫三丁目309番5先	
4091	天 91号線	大字根成柿615番3先	
		大字根成柿140番先	

告示第133号

市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 道路の種類 市道

2. 路線名その他

路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
高 42号線	日之出町 1403 番 3 先から 日之出町 1345 番 6 先まで	前	3.8~4.5	39.6	面積増
		後	5.5~6.9	39.6	
高 80号線	大字池田 551 番 4 先から 大字池田 513 番 1 先まで	前	4.5~4.5	22.1	"
		後	4.7~4.7	22.1	
高 195号線	東中一丁目 385 番 1 先から 東中一丁目 443 番 5 先まで	前	3.0~3.1	14.5	"
		後	3.3~3.5	14.5	
高 200号線	東中一丁目 505 番 5 先から 東中一丁目 484 番 1 先まで	前	2.2~3.1	17.6	"
		後	3.3~3.6	17.6	
高 202号線	中三倉堂一丁目 594 番先から 中三倉堂一丁目 579 番先まで	前	2.6~3.8	11.0	面積減
		後	1.7~2.0	11.0	
高 218号線	大字田井 131 番 1 先から 大字田井 126 番 9 先まで	前	5.4~7.0	55.0	面積増
		後	6.3~7.8	55.0	
高 220号線	大字田井 39 番 1 先から 大字田井 33 番 1 先まで	前	3.7~4.6	69.3	面積増
		後	5.1~6.0	69.3	
高 224号線	南陽町 768 番先から 曾大根二丁目 708 番 1 先まで	前	3.3~4.2	47.7	"
		後	3.4~4.3	47.7	
高 227号線	東中二丁目 247 番 4 先から 曾大根一丁目 41 番 1 先まで	前	5.1~5.1	43.0	"
		後	6.0~6.0	43.0	
高 227号線	曾大根一丁目 23 番 1 先から 曾大根一丁目 31 番先まで	前	5.0~5.2	23.1	"
		後	5.1~5.4	23.1	
高 239号線	大字曾大根 251 番 1 先から 大字曾大根 230 番 2 先まで	前	6.2~11.8	51.3	"
		後	6.2~13.2	51.3	
高 277号線	大字田井 40 番 4 先から 大字田井 39 番 1 先まで	前	4.0~4.2	107.8	"
		後	5.4~5.4	107.8	
高 431号線	中三倉堂二丁目 683 番先から 田井新町 328 番 6 先まで	前	4.1~4.9	25.6	"
		後	5.2~5.4	25.6	
瀬 1号線	大字藤森 359 番 1 先から 大字藤森 346 番 6 先まで	前	4.0~4.5	26.4	"
		後	6.0~6.0	26.4	
陵 34号線	大字大谷 47 番 4 先から 大字大谷 48 番 1 先まで	前	5.7~5.8	26.2	"
		後	6.8~6.9	26.2	
陵 41号線	大字市場 344 番 3 先から 大字市場 531 番 2 先まで	前	5.0~5.2	37.8	"
		後	5.4~5.8	37.8	
天 2号線	大字秋吉 67 番 4 先から 秋吉地内葛城川右岸堤防敷地先まで	前	5.8~6.2	9.5	"
		後	5.8~6.3	9.5	
天 21号線	秋吉地内葛城川右岸堤防敷地先から 秋吉地内葛城川右岸堤防敷地先まで	前	3.2~3.2	3.0	"
		後	3.2~5.8	3.0	
天 38号線	大字西坊城 295 番 25 先から 大字西坊城 325 番 3 先まで	前	4.3~5.2	62.9	"
		後	6.0~6.1	62.9	
天 40号線	大字根成柿 375 番 5 先から 大字吉井 322 番先まで	前	3.6~4.4	50.1	"
		後	4.8~6.5	50.1	
天 55号線	大字吉井 61 番 9 先から 大字吉井 67 番 1 先まで	前	6.1~6.1	32.4	"
		後	6.3~6.4	32.4	

天 92号線	大字根成柿 10 番 1 先から 大字根成柿 555 番先まで	前	2.1~2.4	9.2	面積減
		後	2.1~2.4	7.1	

3. 供用開始の期日 平成23年12月12日

告示第134号

平成20年告示第108号(市道の区域の変更に関する告示)の一部を次のように改正する。なお、この告示は、告示の日から施行し、平成20年12月11日から適用する。

平成23年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 改正する項目

「幅員 (m)」及び「延長 (m)」

道路の種類	路線名	改正 新旧別	幅員 (m)	延長 (m)
市道	瀬27号線	旧	3.00~6.90	209.3
		新	4.0~11.4	209.0

告示第135号

供用の開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始する。その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヶ月間一般の縦覧に供する。

平成23年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
瀬27号線	大和高田市大字土庫305番7先から 大和高田市大字土庫303番3先まで	平成23年12月12日

告示第136号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成23年12月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成23年12月28日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成23年9月5日、同月8日、同月13日、同月14日、同月20日、同月26日、同月29日

告示第137号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年12月21日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成23年12月21日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第138号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年12月28日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日

平成23年12月5日、同月6日、同月8日、同月12日、同月15日、同月20日、同月21日

3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

4. 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時 ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

7. 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア. 移動費 2,000円

イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第139号

大和高田市し尿くみ取り手数料集金事務委託規則(昭和46年規則第11号)に基づき、し尿くみ

取り手数料集金事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成23年12月28日

大和高田市長 吉田誠克

1 委託した者

市役所前の掲示場に掲示済み。

2 委託期間

平成24年1月4日から平成24年3月31日まで

告示第140号

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年12月28日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年告示第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項第1号中「6月」を「3月以上」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

職種		月額	日額	時間額
一般事務職	短期雇用	—	5,500円	700円
	事務補助、職員代替	—	6,600円	850円
保育士		160,000円	—	980円
看護師		—	10,800円	1,390円
栄養士	栄養士	—	8,300円	1,070円
	管理栄養士	—	9,600円	1,230円
手話通訳者		—	7,200円	920円
保健師		—	12,000円	1,540円
ケアマネージャー		—	12,000円	1,540円
クリーンセンター技能員		—	7,000円	900円
トラックスケール計量業務員		—	—	800円
保育所給食調理員		—	—	810円
青少年会館指導員		149,800円	—	850円
子育て支援指導員		—	7,200円	920円
医科医療事務管理士		—	12,000円	1,540円

附 則

この告示は、平成24年1月1日から施行する。

告示第141号

平成23年度交付要求通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成23年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 差押調書の発送年月日
平成23年12月11日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み。
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第142号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年12月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	敷枝池田地内管渠工事(8)・給配水管移設工事(G08)
2 工事場所	大和高田市池田地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がCであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 経営事項審査(土木一式)を有効期限内に受けている者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成23年12月9日(金)から平成23年12月13日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年12月14日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成23年12月9日(金)から平成23年12月16日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年12月9日(金)から平成23年12月16日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年12月19日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年12月21日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年12月22日(木)午前9時00分</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥15,720,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第143号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年12月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	高6枝南今里町地内管渠工事(18)・給配水管移設工事(G18)・中今里町地内道路改良工事
2 工事場所	大和高田市南今里町・中今里町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の土木工事に登録されている者であること。 (2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がCであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 経営事項審査(土木一式)を有効期限内に受けている者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。 (9) 同日開札する案件において落札者となっていない者であること。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとしてします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付

	<p>けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成23年12月9日(金)から平成23年12月13日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年12月14日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成23年12月9日(金)から平成23年12月16日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年12月9日(金)から平成23年12月16日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年12月19日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年12月21日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年12月22日(木)午前9時20分から</p> <p>(2) 場所 中和広域消防高田消防署2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>

14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 （1）大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 （2）公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 （3）競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥11,230,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第144号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成23年12月9日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	大和高田市立浮孔西小学校耐震改修工事（屋内体育館 棟No.2）
2 工事場所	大和高田市曾大根一丁目地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 （2）平成22・23年度大和高田市格付け等級がAであること。 （3）大和高田市内に本店を有する者であること。 （4）一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する監理技術者（競争入札参加資格申請の時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。 （5）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 （6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （7）大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することが

	<p>できません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 上記「5 入札参加資格要件」の(4)については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類及び監理技術者講習修了証の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成23年12月9日(金)から平成23年12月13日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、代表者に郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年12月14日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)等の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期日 平成23年12月9日(金)から平成23年12月13日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成23年12月20日(火)</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期日 平成23年12月21日(水) 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
<p>10 耐震改修計画判定書の閲覧</p>	<p>耐震改修計画判定書の閲覧は、次のとおり行います。(詳細は、入札説明書のとおり。)</p> <p>(1) 閲覧期日 平成23年12月16日(金)</p> <p>(2) 閲覧時間 午前9時00分から午後2時まで。ただし、受付は午後1時までとします。</p> <p>(3) 閲覧場所 大和高田市 教育委員会 教育総務課 会議室</p>
<p>11 現場説明</p>	<p>希望者には次のとおり現場説明を行います。(詳細は、入札説明書のとおり。)</p> <p>(1) 現場説明日 平成23年12月19日(月)</p>

12 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成23年12月26日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
13 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
14 入札保証金	免除します。
15 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年12月27日(火) 午前10時00分から (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
16 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
17 落札候補者の決定	落札者候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。
18 事後審査	落札候補者の優先順位により上記「5 入札参加資格要件」の(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室
19 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
20 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
21 最低制限基準比較価格	¥60,060,000円(消費税等抜き)
22 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
23 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
24 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第145号

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条

の規定に基づき公告します。 平成23年12月9日 <p style="text-align: right;">大和高田市長 吉田 誠 克</p>	
1 工事名	大和高田市立陵西小学校耐震改修工事(屋内体育館 棟No. 18)
2 工事場所	大和高田市池田地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとし、 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がAであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 一級、二級建築施工管理技士又は一級、二級建築士の資格を有する主任技術者(競争入札参加資格申請の時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。ただし、下請け代金の総額が4500万円を超えることが予想される場合は監理技術者を専任で配置できることとします。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)しています。 (2) 上記「5 入札参加資格要件」の(4)については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類の写しを提出してください。 (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間 平成23年12月9日(金)から平成23年12月13日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、代表者に郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年12月14日(水) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)等の配布	入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期日 平成23年12月9日(金)から平成23年12月13日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

	<p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成23年12月20日(火)</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期日 平成23年12月21日(水)</p> <p>回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
10 耐震改修計画判定書の閲覧	<p>耐震改修計画判定書の閲覧は、次のとおり行います。(詳細は、入札説明書のとおり。)</p> <p>(1) 閲覧期日 平成23年12月16日(金)</p> <p>(2) 閲覧時間 午前9時00分から午後2時まで。ただし、受付は午後1時までとします。</p> <p>(3) 閲覧場所 大和高田市 教育委員会 教育総務課 会議室</p>
11 現場説明	<p>希望者には次のとおり現場説明を行います。(詳細は、入札説明書のとおり。)</p> <p>(1) 現場説明日 平成23年12月19日(月)</p>
12 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年12月26日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
13 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
14 入札保証金	<p>免除します。</p>
15 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年12月27日(火) 午前10時10分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
16 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
17 落札候補者の決定	<p>落札者候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>

18 事後審査	落札候補者の優先順位により上記「5 入札参加資格要件」の（4）に係る確認審査を実施します。 （1）審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 （2）場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室
19 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
20 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
21 最低制限基準比較価格	¥44,840,000円（消費税等抜き）
22 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
23 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
24 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第146号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成23年12月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市立磐園小学校耐震改修工事（屋内体育館 棟No.12）
2 工事場所	大和高田市有井地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 （1）大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 （2）平成22・23年度大和高田市格付け等級がAであること。 （3）大和高田市内に本店を有する者であること。 （4）一級、二級建築施工管理技士又は一級、二級建築士の資格を有する主任技術者（競争入札参加資格申請の時点において継続して3月以上の雇用関係にある者）を当該工事に専任で配置できること。ただし、下請け代金の総額が4500万円を超えることが予想される場合は監理技術者を専任で配置できることとします。 （5）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 （6）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 （7）大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することが

	<p>できません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 上記「5 入札参加資格要件」の(4)については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成23年12月9日(金)から平成23年12月13日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、代表者に郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年12月14日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)等の配布</p>	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期日 平成23年12月9日(金)から平成23年12月13日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。</p>
<p>9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答</p>	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成23年12月20日(火)</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期日 平成23年12月21日(水) 回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
<p>10 耐震改修計画判定書の閲覧</p>	<p>耐震改修計画判定書の閲覧は、次のとおり行います。(詳細は、入札説明書のとおり。)</p> <p>(1) 閲覧期日 平成23年12月16日(金)</p> <p>(2) 閲覧時間 午前9時00分から午後2時まで。ただし、受付は午後1時までとします。</p> <p>(3) 閲覧場所 大和高田市 教育委員会 教育総務課 会議室</p>
<p>11 現場説明</p>	<p>希望者には次のとおり現場説明を行います。(詳細は、入札説明書のとおり。)</p> <p>(1) 現場説明日 平成23年12月19日(月)</p>

12 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年12月26日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
13 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
14 入札保証金	<p>免除します。</p>
15 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年12月27日（火）午前10時20分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
16 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
17 落札候補者の決定	<p>落札者候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>
18 事後審査	<p>落札候補者の優先順位により上記「5 入札参加資格要件」の（4）に係る確認審査を実施します。</p> <p>(1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟（本庁舎南隣）2階会議室</p>
19 落札者の決定	<p>事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。</p>
20 契約保証金	<p>大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。</p>
21 最低制限基準比較価格	<p>¥42,000,000円（消費税等抜き）</p>
22 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
23 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
24 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第147号

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成23年12月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市立菅原小学校耐震改修工事(屋内体育館 棟No.18-1)
2 工事場所	大和高田市根成柿地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。</p> <p>(2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がAであること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 一級、二級建築施工管理技士又は一級、二級建築士の資格を有する主任技術者(競争入札参加資格申請の時点において継続して3月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で配置できること。ただし、下請け代金の総額が4500万円を超えることが予想される場合は監理技術者を専任で配置できることとします。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 上記「5 入札参加資格要件」の(4)については、配置予定技術者の資格を有することを証する書類の写しを提出してください。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成23年12月9日(金)から平成23年12月13日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、代表者に郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年12月14日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)等の配布	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期日 平成23年12月9日(金)から平成23年12月13日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p>

	<p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は頂きませんが、配布した入札説明書(仕様書)は開札後回収します。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成23年12月20日(火)</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期日 平成23年12月21日(水)</p> <p>回答は、本件工事入札参加資格を認めた者すべてに行います。</p>
10 耐震改修計画判定書の閲覧	<p>耐震改修計画判定書の閲覧は、次のとおり行います。(詳細は、入札説明書のとおり。)</p> <p>(1) 閲覧期日 平成23年12月16日(金)</p> <p>(2) 閲覧時間 午前9時00分から午後2時まで。ただし、受付は午後1時までとします。</p> <p>(3) 閲覧場所 大和高田市 教育委員会 教育総務課 会議室</p>
11 現場説明	<p>希望者には次のとおり現場説明を行います。(詳細は、入札説明書のとおり。)</p> <p>(1) 現場説明日 平成23年12月19日(月)</p>
12 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年12月26日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
13 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
14 入札保証金	<p>免除します。</p>
15 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年12月27日(火) 午前10時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
16 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
17 落札候補者の決定	<p>落札者候補者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において入札を行った者とし、低価を示した者を優先します。</p>

18 事後審査	落札候補者の優先順位により上記「5 入札参加資格要件」の(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 審査日時 契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。 (2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室
19 落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
20 契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
21 最低制限基準比較価格	¥40,370,000円(消費税等抜き)
22 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
23 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
24 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第148号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年12月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	市立病院西館1階改修工事
2 工事場所	大和高田市礪野北町地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年2月29日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の建築工事に登録されている者であること。 (2) 平成22・23年度大和高田市格付け等級がAであること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (6) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付

	<p>けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成23年12月9日(金)から平成23年12月13日(火)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年12月14日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成23年12月9日(金)から平成23年12月13日(火)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年12月9日(金)から平成23年12月20日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年12月21日(水)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年12月26日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年12月27日(火)午前10時40分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣)2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>

無効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥10,290,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとなります。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとなります。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第149号

下記の業務について、事業者の選定に係る手続を開始するので公告する。

平成23年12月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

記

- 1 名称 大和高田市庁舎モニター広告設置及び運用業務
- 2 概要 本市は、市役所本庁内にモニター広告を設置して、動画または静止画による広告及び行政情報をあわせて放映する企画について提案する法人又は事業者(以下「事業者」という。)を、民間の高度な専門知識・技術等やノウハウを活用した業務実施の提案を得るため、公募型プロポーザルにより事業者を決定する。
- 3 契約期間 契約締結の日から平成29年3月末日まで
- 4 詳細 大和高田市庁舎モニター広告設置及び運用事業者選定実施要領及び仕様書(大和高田市ホームページからダウンロード可能)に定めるとおりとする。

公告第150号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年12月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設工事及び消火栓新設工事(根成柿)
2 工事場所	大和高田市根成柿地内
3 工事期間	契約締結の日から平成24年3月30日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとなります。 (1) 大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者

	<p>であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 申請期間満了の日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(竣工検査を受けていない)でない者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成23年12月16日(金)から平成23年12月20日(火)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年12月21日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成23年12月16日(金)から平成23年12月22日(木)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年12月16日(金)から平成23年12月22日(木)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部水道工務課工務係 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成23年12月22日(木)午後5時まで 回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年12月27日(火)。入札執行日の前日であるため、</p>

	<p>この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46郵便事業株式会社大和高田支店 留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年12月28日(水) 午前9時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟(本庁舎南隣) 2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	¥3,470,000円(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。</p>

公告第151号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年12月28日

大和高田市長 吉田 誠 克

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第103号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年12月20日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 清 一

記

- 1 日 時 平成23年12月26日(月) 午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議 案 第1号 選挙管理委員会委員長の選挙について
第2号 選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について
第3号 在外選挙人名簿の抹消について
第4号 その他

選挙管理委員会告示第104号

平成23年12月26日開催の委員会において、地方自治法(昭和22年法律第67条)第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成23年12月26日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 川 勝 彦

市役所前の掲示場に掲示済み。

選挙管理委員会告示第105号

地方自治法(昭和22年法律第67条)第187条第3項の規定により、次の者を大和高田市選挙管理委員会委員長職務代理者に指定した。

平成23年12月26日

大和高田市選挙管理委員会
委員長 西 川 勝 彦

市役所前の掲示場に掲示済み。

公営企業

水道事業告示第1号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第8条第1項第2号の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の指定を取消しましたので、同規程第10条の規定により告示する。

平成24年1月1日

大和高田市水道事業管理者
大和高田市長 吉 田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
株式会社北野水道工業所	北野 肇	大阪府羽曳野市東阪田111番地の4

